

テーマ：

「企業不祥事防止の視点から見た監査役監査のポイント」

＊ 日 時： 2016年4月6日（水） 26日（火） 15:00～17:00

＊ 会 場： 日本財団ビル会議室

＊ 講 師： 本田安弘氏（トーセイ株式会社監査役、DF会員）

監査役として、誠実に日常の監査業務を行うことが、企業不祥事の未然防止につながる。2回にわたり、①**企業不祥事防止のための監査役業務の基本的事項**、②**具体的事例**を第三者委員会報告を使って、分かり易く説明頂いた。不祥事未然防止には、仕組みも大切ですが、真には、経営トップを含む人間の倫理観の涵養が重要と締めくくった。

1. 企業不祥事防止のための監査役業務の基本的事項

- (1) 監査役の使命は、「不祥事の未然防止」と言われている。
不祥事が顕在化していない平時には、取締役の職務執行の監視・検証、リスク管理体制の監視・検証を日常的に行う事です。要するに、監査役として誠実に日常の監査業務を行い職務を果たす事が、不祥事防止につながる。
- (2) 監査役として、社長以下の役員たちを、誠実、公正・公平、実利、実質的対応の4つのバロメーターから、日常的にモニター/ウォッチングしています。
- (3) 不祥事兆候の発見には、「勇気+イマジネーション（想像力）+若干の正義感」が、監査役に求められる。
- (4) 不祥事発生リスクが高く注意すべき処は、「聖域事業・部門の存在」「非中核事業の疎外感」「グループ会社の悲哀感」などが考えられる。
- (5) 不祥事発生した場合の対応として、執行部に遠慮せずに報告を求める。また、確認すべきポイントとして、①執行側は不祥事に正面から向き合っているか、②一般社会からの期待・信頼を満たす対応をしているか、③積極的な開示をしているか、④調査チームの人選などがある。
- (6) 監査役は、責任を問われるリスクを軽減すべく、「出来ることは全てやった」という事実とその証拠を残す事が大切です。監査役の法的権限は大きく、その不作為や漫然放置に対して責任を問われます。



2. 具体的な事例を第三者委員会報告書から考える

- (1) 不祥事発生時に、その調査の客観性、中立性、専門性を確保するために、「第三者委員会」調査が多く利用され、その中では、真因を明らかにすることが求められている。

第三者委員会は、会社との委嘱契約であるが、全てのステークホルダーの事を考えて調査することになり、難しい立場に置かれる。

- (2) 日本弁護士連合会は、第三者委員会が、社会の期待に応えるために、自主的なガイドライン「第三者委員会ガイドライン」を制定した。この中で、企業等から独立した委員のみによって構成され、厳正に調査し、原因を分析し、具体的な再発防止策を提言するのを「第三者委員会」と定めた。



- (3) 第三者委員会報告書は、不祥事による企業危機、ステークホルダーから信用を失った企業に、自ら、企業価値毀損を回復させるためのものである。厳しい報告書に対応出来る会社は、再生の見込みがあることになる。これが、市場が評価する報告書である。
- (4) 第三者委員会報告書格付け委員会（任意組織）によると、朝日新聞や東芝の報告書は、内容が不十分である事から、不合格とする委員が多かった。
- (5) 日本取引所自主規制法人は、上場会社の不祥事対応における基本行動原則を2016年2月に公表した。この中でも、第三者委員会設置には、独立性・中立性・専門性の確保を求めており、第三者委員会という形式もって、安易で不十分な調査にならないように戒めている。
- (6) 東芝の第三者委員会報告書からは、再発防止に向けた根本的な原因と再発防止策になっておらず、第三者委員会に求められる役割を果たしたとは言えない。東芝不正会計事項を2015年2月から2016年4月まで、詳細に時系列で整理したので、全体の把握に役立つ。
- (7) 最後に、東芝が2016年3月に公表した「改善計画・状況報告書」は、これまでの指摘を踏まえて、ウミをだして、新体制により再生を目指さざるを得ない状況が良く分かる。しかし、ガバナンス体制の弱いなかで、よく業務運営がなされたものだと思う。

結びとして、

「企業・社会に対する十分な責任を自覚した経営トップの姿勢、企業倫理、経営理念、コンプライアンスの認識と理解による強力なリーダーシップ。従業員の使命感、倫理観の涵養。不祥事対応には、規定、ルール、精度、仕組みも大切だが、それ以前に、人間の問題がもっと重要ではないでしょうか」

…… を強調した。

尚、本講演会には、2回合計で40名弱の方が出席された。本田様の講演は、長年の監査役経験を踏えた具体的かつ実地的なものであった事から、出席者から好評を頂き、研修会—基礎編は成功理に終了した。

配付資料（出席者）：

- 4月6日（水）：

「企業不祥事防止の視点から見た監査役監査のポイント」

- 4月26日（火）：

「企業不祥事コーポレートガバナンスの在り方-第三者委員会報告書を中心に-」

以上